

会報 書記官

2005

No.4

贈呈

座談会

最高裁総務局・人事局との座談会

インタビュー

心神喪失者等医療観察法について

講演

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律」について

座談会

書記官の座談会—21世紀の簡裁書記官像—

実務研究／民事

争点整理手続調書標準モデル

非訟事件処理の実務メモ

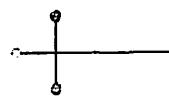


最高裁判所図書館

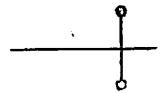


100072672

日本裁判所書記官協議会



会報 書記官 第4号



目 次

◆ 卷頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆	
最高裁総務局・人事局との座談会	3
◆ インタビュー ◆	
心神喪失者等医療観察法について	27
◆ 講 演 ◆	
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療 及び観察などに関する法律」について	廣瀬 健二 45
◆ 座談会 ◆	
書記官の座談会	
—21世紀の簡裁書記官像—	87
◆ 実務研究／民事 ◆	
争点整理手続調書標準モデル	蓄 麦 谷 正 169
◆ 実務研究／民事 ◆	
非訟事件処理の実務メモ	吉 山 博 仁 209
◆ 支部交流会集約 ◆	
平成16年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）	214
本部だより	227

特集／座談会

最高裁総務局・人事局との座談会

とき 平成17年5月27日(金)
ところ グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所

総務局第一課長	中村 慎
同 第二課長	後藤 健
同 第三課長	林 隆峰
人事局給与課長	垣内 正
同 参事官	坂井 明英

日本裁判所書記官協議会

会長	寺道 雄
副会長	木八 鈴
事務局長	木木 服
企画調査部長	好 部
編集部長	武内 啓

テーマ

- 1 司法制度改革について
 - (1) 司法制度改革の進ちょく状況等
 - ア これまでの司法制度改革の進ちょく状況
 - イ 司法制度改革の今後の見通し
- 2 書記官事務に関する最近の動向等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 民事事件の現状等
 - イ 民事立会部における書記官事務の状況等
 - ウ 法改正後の書記官事務の状況
 - (ア) 民事・行政事件関係における法改正の状況及び最高裁における作業の進ちょく状況について
 - a 民事執行法の改正に関する最近の動向について
 - b 新破産法の制定に基づく最近の動向について
 - c 知的財産権関係事件に関する法改正の動向について
 - d 行政訴訟事件に関する法改正の動向について
 - e 労働審判手続の創設について
 - (イ) 簡裁の事物管轄の拡大による書記官事務の状況等及び簡裁への人の手当てについて
 - (2) 刑事関係
 - ア 刑事事件の現状等

- イ 法改正後の書記官事務の状況
 - (ア) 新たに制定された心神喪失者等医療観察法が書記官事務に及ぼす影響等について
 - (イ) 刑事訴訟法の改正で新しく設けられた公判前整理手続等が書記官事務に及ぼす影響等について
- (3) 家事関係
 - ア 成年後見制度の現状等
 - イ 法改正後の書記官事務の状況等
- (4) 少年関係
 - ア 法改正後の書記官事務の状況
- (5) 書記官事務全般
 - 3 書記官の給与上の諸問題について
 - (1) 書記官全体の待遇について
 - (2) 級別定数の改定状況について
 - ア 9級関係
 - イ 8級以下関係
 - ウ 官職増設関係
 - エ 定員振替関係
 - 4 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 新しい書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - (3) 再任用の実施状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

鈴木事務局長

本日は、お忙しい中を、日本裁判所書記官協議会のために、わざわざ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは座談会を始めさせていただきますが始めに、日本裁判所書記官協議会小寺会長が、ごあいさつを申し上げます。

小寺会長

総務局及び人事局の皆さんには、御多忙の中を本座談会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。皆さんには、平素から、裁判所書記官制度の充実と発展に多大なお力添えをいただき、この機会に全国の会員に成り代わり深く感謝を申し上げます。

現在、司法制度改革の進展に伴い、裁判所書記官をめぐる執務環境の大きな変化が進行しています。民事部門においては、審理充実事務を目指す立会分野で多様な取組が行われ、裁判所書記官の権限化が進んだ非訟分野でその適正で堅実な遂行を目指した努力が積み重ねられています。また、刑事部門においては、いわゆる医療觀察法の施行や、平成21年までに実施が予定されている裁判員制度を視野においた公判前整理手続等の実施を目前に控えています。司法制度改革は裁判所全体に影響を及ぼすことは言うまでもありませんが、とりわけ、裁判事務の現場で仕事をしている裁判所書記官にとりましては、これから大きな変化に応じ、その果たすべき役割に大きな期待が寄せられているものと考えています。

このような情勢の下で、本座談会を開催することができたことには意義深いものを感じています。御承知のとおり本座談会は、



小寺会長

これまで旧全国裁判所書記官協議会において脈々と続けられてきた企画であり、昨年の7月に新しく第一歩を踏み出したばかりの日本裁判所書記官協議会の諸活動の中でも重要な活動の一つと位置付けています。全国八高裁管内別にすでに実施いたしました支部交流会では会員から本座談会に対する高い関心が示され、全国の会員にとって本座談会が貴重な情報源として注目されていることを強く感じました。

本日のテーマは、支部交流会において会員から提出された意見なども踏まえて提案させていただきました。中村総務局第一課長、垣内人事局給与課長をはじめ、総務局及び人事局の皆さんには、テーマが多岐にわたり大変恐縮ではございますが、今後の裁判所書記官の在り様等を含めて有意義な御教示や御示唆をいただき、本座談会が実り多きものとなるよう願っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

中村第一課長

本日の座談会は、日本裁判所書記官協議会の設立後、最初の開催に当たりますので、一言、ごあいさつ申し上げます。

昨年7月、全国裁判所書記官協議会と富士見同窓会を組織統合し、新たにより強固な組織として日本裁判所書記官協議会が設

立され、その設立総会には、総務局もお招きをいただき、当時の中山総務局長がございさつをさせていただいたところですが、改めてお祝いを申し上げます。

御承知のとおり、最高裁判所としての施策は、全国を視野に入れた一般的、抽象的な形で示すことにならざるを得ない面があります。一方、これまでの全国裁判所書記官協議会、富士見同窓会の活動は、現場の個々の書記官に密着したものであったと理解しております。そして、そのような意味においても、長年にわたって、毎年、全国裁判所書記官協議会が開催されてきた座談会では、書記官に関する様々な施策についての意見交換を行ってきたところであります。相互の認識、理解を深める意味で、大変意義深いものであると認識してきたところです。

日本裁判所書記官協議会には、最高裁判所の施策を書記官一人一人に橋渡しをしていただくという活動を期待しているところであり、全国裁判所書記官協議会が築かれてきた実績を受け継ぐ形で、本日の座談会を計画していただいたことに改めてお礼を申し上げるとともに、一段と相互の認識理解が深まるようよろしくお願ひ申し上げます。

垣内給与課長

御承知のとおり、司法制度改革が実施の場面を迎え、今年4月からは、少額訴訟債権の執行手続や不動産執行手続において書記官権限が拡大されるなど、書記官の業務にも、様々な変化が生じているところです。

また、刑事部門においては、今秋から公判前整理手続の開始が予定されており、平成21年の裁判員制度の円滑な導入に向け

て、書記官の果たすべき役割は、さらに増していくことが予想されます。

人事局においても、今後の変革を見据え、裁判部の充実強化に向けた職員の任用配置の在り方等について継続して検討しているところですが、本日の座談会での意見交換の内容も参考にしながら、今後の施策について、さらなる検討を進めていきたいと考えております。

さきほど総務局の中村第一課長からもお話をありましたとおり、日本裁判所書記官協議会には、最高裁判所の施策を書記官一人一人に橋渡しをしていただく役割を期待しているところであります。今後とも、より一層の充実した活動をお願いしたいと考えております。

鈴木事務局長

ありがとうございました。それでは、これから進行は、服部企画調査部長が担当いたします。

服部企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。早速ですが、本日のテーマの順に進めさせていただきます。

1 司法制度改革について

(1) 司法制度改革の進ちょく状況等について

服部企画調査部長

昨年11月末、司法制度改革推進本部が活動を終えましたが、これまでの司法制度改革の進ちょく状況及び今後の見通しについてお聞かせください。

中村第一課長

ア これまでの司法制度改革の進ちょく状況

これまで司法制度改革において中心的な役割を果たしてきた司法制度改革推進本部がその設置期限を迎える、昨年11月末に3年間にわたる活動を終えました。また、第161回臨時国会においては、いわゆるADRの拡充・活性化に関する法案が成立し、平成19年5月までに施行されることになっています。さらに、国が司法修習生に対し、その申請によって修習資金を貸与することを内容とする裁判所法の一部を改正する法案が成立し、平成22年11月から施行されることになりました。弁護士報酬等の敗訴者負担制度は廃案となりましたが、これまでに一連の司法制度改革関連法が成立し、我が国の司法制度の新しい枠組みが構築されるに至り、改革はまさに運用のステージに移行したといえるでしょう。

裁判所においても、司法制度改革推進計画要綱に基づいて、改革の実現に向けての検討作業を進めてきたところです。民事訴訟規則の改正、人事訴訟規則、労働審判規則など新たに導入された手続法に関するものをはじめ、地方裁判所委員会規則、家庭裁判所委員会規則、といった裁判所の組織等に関わる最高裁判所規則など様々な措置



中村第一課長

を講じてきたところであり、こうした経緯については、最高裁ホームページ等を通じても御紹介してきたところです。

司法制度改革推進本部の解散後、昨年12月には「司法制度改革推進室」が内閣官房に設置され、今後の司法制度改革推進に係る政府の施策の統一を図るために必要な総合調整事務に当たることとなりました。また、司法制度改革推進室の設置と並行して、法務省には「司法制度改革実施推進会議」が設置され、事務次官を議長とし、法務省・検察庁のメンバーのほか、有識者の参画を得て新しい制度の実施に向けた検討が進められています。

このほか、司法制度改革で必要な法整備が図られたことを受けて、最高裁判所事務総長、法務事務次官及び日本弁護士連合会事務総長によって構成する「司法制度改革に関する協議会」が設置され、司法制度改革で実現した諸制度の円滑な実施及び今後の必要な見直し等について、大所高所から意見交換を行うこととしています。

イ 司法制度改革の今後の見通し

今般の司法制度改革は、①制度的基盤の整備、②人的基盤の整備、③国民の司法参加（国民的基盤の確立）を三つの柱として、様々な制度の改変が行われました。これまでに合計24の関連法が成立し、平成13年に出された司法制度改革審議会意見書の提言は、そのほとんどが法改正等の形で現実化したわけです。

現在、政府の司法制度改革推進室を中心に、①裁判員制度や②日本司法支援センターの円滑なスタートに向けた環境整備等、③法令外国語訳の基盤整備、④裁判外

紛争解決手段の拡充・活性化に向けた関係省庁の作業のフォローアップなど、残された課題に関する検討が進められています。また、法務省でも裁判員制度や日本司法支援センターの立ち上げなどに向けた実務的な取組がされているところです。

最高裁では、現在、刑事訴訟規則の改正作業や裁判員制度の導入に向けた実務的な検討などが行われています。また、裁判の迅速化法に基づく最高裁による検証作業が行われており、適正・充実・迅速な裁判のための基盤整備に向けた基礎データとして活用されることが期待されます。

既に民事分野では、簡裁の事物管轄の拡大、家裁の分野では人訴移管など、各裁判所で運用が進んでいますし、この春からは知財高裁もスタートしました。労働審判制度についても来年の実施に向けた具体的な取組が進んでいます。制度の運用を担う裁判所としては、これら新しく誕生した一つ一つの制度を着実に実施し、分かりやすく迅速な裁判を実現することによって、改革された司法の姿を国民に示して、その負託に応えていく必要があります。勿論、その実現は容易なことではありませんが、新たに創設された制度の導入にあたって、法律や規則を実務レベルで具体化しつつ、これに必要となる個々の環境整備を一歩ずつ進めているところです。

特に裁判員制度につきましては、既に御承知のとおり、本年2月に内閣府が実施した裁判員制度に関する世論調査において「参加したくない」あるいは「あまり参加したくない」とする者の割合が70%を占めるという結果となりましたが、その多くが

「有罪・無罪などの判断が難しそうだ」とか、「人を裁くということをしたくないから」を理由とするもので、実際に自分が裁判員に選ばれた際のことを真剣に考えていただいた結果であろうと思われます。今後、関係機関と協力しつつ、充実した広報活動を展開し、裁判員裁判手続の具体的イメージを伝えて、その制度趣旨や手続内容を国民に正しく理解してもらうことによって、裁判員制度の導入に伴う国民の不安感を解消していくことも環境整備と並んで重要な要素の一つと考えられます。また、本年11月に導入される公判前整理手続は、争点を中心の充実した審理を集中的、連目的に行うことによって、刑事裁判の充実・迅速化を実現することを目的として導入されるものですが、この手続は、裁判員裁判の前提となるものであり、裁判員制度の実施までに適切な運用が確保されるよう検討、工夫を重ねていくことが必要です。これまで司法のユーザーである当事者との直接の接点としての役割を果たしてきた書記官の皆さんですが、手続教示や参考事項の聴取などといった数多くの場面で、蓄積された経験を活かし、裁判員となった方々に対し、分かりやすい言葉で事件や手続を説明するという役割も当然大きくなっていくものと考えています。

これまで述べてきたように、新しい制度の運用に実際に携わることとなる裁判所書記官の皆さんとの果たすべき役割がますます重要になっているわけですが、日々の業務を着実に処理していくことが、国民による司法に対する信頼の基礎をなしていることに変わりはありません。また、そうした信頼の維持向上こそが、司法制度改革の本質

であることを忘れないでおいていただきた
いと思っています。

2 書記官事務に関する最近の動向 等について

(1) 民事・行政関係

服部企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

後藤第二課長

ア 民事事件の現状等

平成16年は、平成15年まで新受件数が急増していた自然人の破産事件（前年比-12.8%）や簡裁の特定調停事件（前年比-29%）が減少したのをはじめ、地裁の第1審通常訴訟（前年比-7.7%）、執行事件（不動産執行：前年比-4.3%，債権執行：前年比-2.1%）の新受件数が前年と比べて減少しました。これに対し、簡裁の通常訴訟（前年比+3.5%）、少額訴訟（前年比+20.1%）、小規模個人再生事件（前年比+30.3%）については、前年に引き続き、依然として増加傾向にあります。民事事件全体としては減少しているとはいえ、一定の分野の事件、特に破産事件や特定調停事件等について、依然として高水準であることに変わりはありませんし、今後どのような動向を示すかは、即断し難い状況にあります。また、簡裁の少額訴訟事件等なお急増傾向にある事件もありますので、今後もその動向に注目していく必要があります。

また、これまで、各庁において事務処理方法の改善等の努力が行われているところですが、事件の増減は事件種別によって



後藤第二課長

一様ではなく、不斷に事務処理のあり方を見直し、合理化を図ることで、これによって生じた余力を他の事件種別に振り向ける態勢を整えておく必要があります。今後も継続して事務処理方法の改善に向けた取組を続けていく必要があると考えています。

服部企画調査部長

民事立会部における書記官事務について留意すべき事項等についてお聞かせください。

後藤第二課長

イ 民事立会部における書記官事務の状況等

民事立会部における書記官事務については、平成12年5月に「民事立会部における書記官事務の指針」（以下「指針」という。）が発出されていますが、これについては、平成14年6月に発出された「モデル部の総括」に記載された留意事項を踏まえたうえで、実践していく必要があります。つまり、①書記官事務の基本は公証事務であり、審理充実事務は正確な基本事務を前提として行われるものであること、②「指針」に記載された各種取組については、裁判体のニーズ等により行われるべきものであって、取組自体を自己目的化しないことを留意していただきたいと思います。

総務局としても、基本的な書記官事務の充実を大きな課題の一つと考えており、正確な基本事務がなされるよう、できる限りバックアップをしていきたいと考えております。具体的には、「民事書記官事務の手引(訴訟手続)」の改訂版(CD-ROM版)を今年の夏頃までに各庁に配布させていただく予定です。

服部企画調査部長

民事・行政事件関係における法改正の状況及び最高裁における作業の進ちょく状況についてお聞かせください。

林第三課長

ウ 法改正後の書記官事務の状況

(ア) 民事・行政事件関係における法改正の状況及び最高裁における作業の進ちょく状況について

a 民事執行法の改正に関する最近の動向について

御承知のとおり、今般民事執行法が改正され、本年4月1日に施行されました。書記官事務に関わる改正点としましては、民事執行手続における裁判所内部の職務分担の見直し及び少額訴訟債権執行手続の創設が挙げられます。

まず、民事執行手続においては、物件明細書の作成(民執法62条)、配当表の作成(同法85条)、費用の予納を命ずる処分(同法14条)、配当要求の終期を定める処分(同法49条)、売却の実施を命ずる処分(同法64条)等の各手続が書記官権限と定められました。

また、少額訴訟債権執行手続においても、差押処分(民事執行法167条の2)及び弁済金交付の手続(同法167条の11第3項)が書



林第三課長

記官権限とされました。

これまでも、特に民事執行手続においては、裁判官との協働態勢の下で書記官が手続の進行やその管理に主体的な役割を果してきた実績がありますが、今回の法改正による各種事務の書記官権限化によって、より一層執行手続の適正迅速かつ効率的な処理を行い、裁判所や書記官に対する利用者等の信頼を確保し、これに応えていくことが重要です。

また、少額訴訟債権執行においては、簡裁の書記官にとって、このような執行手続を行うことは初めての経験となるため、地裁におけるノウハウを吸収する等、適正かつ効率的な事務処理の確保に努める外、地裁においても簡裁の書記官をバックアップするなどして、これまで積み重ねられてきた書記官に対する信頼を損ねることのないようにしていく必要があると考えます。

b 新破産法の制定に基づく最近の動向について

新破産法については、本年1月1日から施行されています。破産事件については、各庁とも、新法下における運用の検討、定型書式の作成、単位弁護士会との協議等により、新法施行後の新しい事務処理への対応が滞りなくなされており、特段の支障な

く施行後の事務に移行しています。

c 知的財産権関係事件に関する法改正の動向について

知的財産権に関する事件については、本年4月1日に施行された裁判所法等の一部を改正する法律により、知的財産権に関する事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化が図られるとともに（裁判所法57条、民事訴訟法92条の8）、相手方の営業秘密の保護を目的として「秘密保持命令」制度の創設（特許法105条の4）など各種の法改正が行われました。

また、御承知のとおり同年4月1日に施行されました知的財産高等裁判所設置法により、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所が東京高等裁判所の特別の支部として設置されたところです（同法2条）。

d 行政訴訟事件に関する法改正の動向について

行政事件については、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、昭和37年に制定された行政事件訴訟法が改正され、本年4月1日から施行されました。改正事項の概要としましては、取消訴訟における原告適格の考慮事項の法定（行訴法9条2項）、抗告訴訟の被告適格者の変更（同法11条）、義務付けの訴え及び差止めの訴えの法定（同法3条6項、7項）、抗告訴訟の管轄裁判所の拡大（同法12条）、取消訴訟の出訴期間の延長（同法14条1項）、本案判決前の仮の救済の制度（執行停止、仮の義務付け及び仮の差止め）の充実（同法25条、37条の5）などが挙げられます。

今回の改正は、先に述べた改正の内容か

ら考えますと、書記官事務、特に訴状審査や送達事務等への影響が少なくないと思われますので、具体的な各種事務を行うに当たり、行政局発行の「改正行政事件訴訟法執務資料」（平成17年3月行政裁判資料第78号）や「ALIS37号『行政事件訴訟法の改正に伴う書記官事務の留意点』（H17.3.31）」を参考にしていただければと思います。

e 労働審判手続の創設について

労働審判手続については、労働審判法が昨年5月12日に公布され、公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされております（施行日は、来年4月1日の予定と聞いております。）。労働審判手続は、地方裁判所において、個別労働関係紛争について、労働審判官（裁判官）1名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名で組織する労働審判委員会が、原則3回以内の期日で事件を審理するというものです。労働審判に対して当事者から異議が出されれば、当該審判は、訴訟に移行し、これが出されなければ、当該審判は裁判上の和解と同一の効力を有することになります。

既に、労働審判規則及び労働審判員規則が本年1月11日に公布されており、現在、事件記録等保存規程や各種通達の改正作業を行っているところです。

労働審判手続では、書記官には、例えば、当事者に対する少額訴訟を含めた訴訟手続、仮処分及び調停手続との事件の振り分けなどについての窓口指導や手続説明、労働審判官や労働審判員との連絡調整を含めた期日進行管理事務等が求められていくと

思われます。

服部企画調査部長

簡裁の事物管轄の拡大による書記官事務の状況等について、改正司法書士法の施行とも絡めてお聞かせください。また、簡裁への人的手当についてもお聞かせください。

後藤第二課長

(イ) 簡裁の事物管轄の拡大による書記官事務の状況等及び簡裁への人的手当について

簡裁の民事事件については、先ほどお話ししたとおり、調停部門の新受は減少したものの、訴訟部門の新受は依然として増加傾向にあり、中でも、少額訴訟事件は大きく増加しています。

簡裁については、平成16年4月から、訴額の上限が90万円から140万円に引き上げられ、少額訴訟の上限額も同時に30万円から60万円に引き上げられました。平成16年の統計では、平成16年に既済となった少額訴訟事件のうち、訴額が30万円を超えるものが全体の約20%を占めており、上限額の引き上げが、少額訴訟事件の増加の一因になっていると考えられます。

少額訴訟事件については、これまでも、事情聴取書や証拠書類一覧表等の作成、事件進行の各段階における書記官の的確な情報収集、事務処理の平準化等の効率的な処理を行うための取組が進められているところですが、今後も継続してこのような取組を進めていく必要があると考えます。

また、簡裁では、平成15年4月から司法書士に一定の要件の下で訴訟代理権が認められていますが、本年4月13日に不動産登記法等の一部を改正する法律が公布され、

認定司法書士は、簡裁において自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に関する上訴の提起ができることとなります。もっとも、この改正で認められたのは、あくまでも上訴の提起の代理であって、代理人として上訴審において訴訟行為をすることは認められていません。司法書士が控訴状に攻撃防御方法を記載することや上告状に上告理由を記載することは、上訴審における主張の準備や主張を代理人として行うことになり、認められませんので、御留意いただければと思います。なお、同法の施行は公布日である本年4月13日から1年以内とされています。

簡裁は、一般市民に最も近い裁判所であり、書記官の事務処理や当事者対応が国民の裁判所全体に対するイメージを大きく左右することも考えられます。そのことにも十分留意して執務をしていただきたいと思います。

簡裁への人的手当としては、これまでも、毎年、繁忙な簡裁を中心に、書記官等の増配置を図ってきたところであり、本年4月にも大都市圏の裁判所を中心とした繁忙な簡裁に大幅な増配置を行いました。

平成16年4月からの簡易裁判所の事物管轄拡大によって、従前地方裁判所に提起されていた民事訴訟事件のうちの一部について簡易裁判所が管轄を有することになりましたが、これは、基本的には、地方裁判所からの事件がシフトするものであり、事物管轄拡大によって、裁判所全体の事件数が必ずしも増加するものではないことから、各地方裁判所においては、各庁の事件動向や事件処理状況等を踏まえつつ、必要に応

じて、管轄区域内の簡易裁判所との間で、機動的に人員配置を見直すなどして対応しているところです。

また、少額訴訟についても、同制度の対象となる事件が増加することにはなりますが、これによって簡易裁判所全体の事件数が必ずしも増加するものではないことから、全国の簡易裁判所において、事件動向や事件処理状況等を踏まえつつ、必要に応じて、内部的に人員配置を見直すなどして対応しているところです。

なお、簡易裁判所の事物管轄の拡大及び少額訴訟の上限額引上げについては、これが国民により身近であるという簡易裁判所の特質を十分に活かし、裁判所へのアクセスをより一層容易にするとの観点から実施されたことからすれば、これまで以上に簡易裁判所への提訴が促進され、簡易裁判所の事件数が相当程度増加することも考えられることから、引き続き、簡易裁判所における事件処理の在り方等の検討を行いつつ、今後の事件動向や事件処理状況等を十分に見極めながら、より適正かつ迅速な事件処理が図られるよう必要な人的態勢の整備に努めていきたいと考えています。

(2) 刑事関係

服部企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

後藤第二課長

ア 刑事事件の現状等

まず、最近の刑事事件の事件数ですが、刑事訴訟事件の新受事件数は、地裁・高裁共に年々増加しており、平成16年には地裁

で約11万3500人弱（前年比+1.5%）、高裁で約9200人弱（前年比+2.9%）となっています。簡裁においては、平成16年は約77万2000人弱（前年比-4.1%、うち略式事件約75万2500人弱（前年比-4.3%））であり、減少傾向ということができます。

次に、最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、本年7月までに施行予定（※1）の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」と言います。）及び本年11月までに施行予定（※2）の改正刑事訴訟法（刑事裁判の充実・迅速化のための方策の導入に関する改正規定。）が挙げられます。このうち、改正刑事訴訟法の施行に伴い導入される公判前整理手続については、平成21年までに施行が予定されている裁判員制度の前提となるものであり、同制度の施行までに、適切な運用が確保されるよう、創意工夫を積み重ねていかなくてはなりません。いずれも刑事の書記官事務へ大きな影響を与えるものですが、これらについては、後で、個別にお話することにしたいと思います。

このほか、注目すべき動向としては、昨年12月に公布された改正刑法（重罰化関係）及び犯罪被害者等基本法などを挙げることができます。また、来年には、被疑者公的弁護制度、即決裁判制度の導入も予定されています。

このように、刑事の書記官事務を巡る情勢は大きく変動しており、現場の書記官としては、この変動に適切に対応していくことができるかが問われていると言えると思います。

※1 心神喪失者等医療観察法は、7月15日施行。

※2 改正刑事訴訟法は、11月1日施行。

服部企画調査部長

新たに制定された心神喪失者等医療観察法が書記官事務に及ぼす影響等についてお聞かせください。

林第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況

ア 新たに制定された心神喪失者等医療観察法が書記官事務に及ぼす影響等について

心神喪失者等医療観察法は、平成15年の通常国会で成立し、本年7月15日までに施行される予定（※1）となっています。新しい手続ですから、検討すべき点は多数ありますが、ここでは、書記官として特に留意すべき点について大まかにお話したいと思います。

まず、医療観察事件では、迅速な処理が要求されることに留意しなければなりません。検察官が法33条1項に基づき申し立てる「42条1項の決定を求める申立て」では、ほとんどの場合に鑑定入院命令が発せられ、対象者は医療機関に在院することが想定されますが、その期間は最大でも3か月となっています。この期間内に鑑定、生活環境の調査、事実の取調べ、審判、評議、決定と多くの手続を行うことになります。したがって、書記官としては、状況を素早く把握して、的確な情報を入手・提供する必要があります。

また、医療観察事件では、多様な関係者・関係機関が関わってきます。まず、裁判官とともに地方裁判所の合議体の構成員

として処遇の要否及び内容を決定する精神保健審判員、裁判所の求めにより審理に関与して処遇の要否及びその内容について意見を述べる役割を担う精神保健参与員は、医師や精神保健福祉士であり、裁判所の手続には不慣れと思われます。これらの方々に、効率よく事務処理をしていただけるよう、書記官としても様々な配慮をする必要があります。そして、関係機関も、検察庁、保護観察所、地方厚生局、指定入院医療機関、指定通院医療機関と多岐にわたります。これらの機関とは、緊密な連携を確保しなければなりませんが、特に、地方厚生局や医療機関は、これまで裁判所とはあまりなじみのない機関ですから、相互に意思の疎通が十分図れるように留意する必要があります。

さらに、対象者の精神状態についての配慮も必要です。対象者は鑑定入院質問や審判期日などに裁判所に出頭することが考えられますが、その際には、対象者の精神状態に十分注意しなければなりません。審判期日には医療機関の医師に協力を求める必要があるかもしれませんから、事前に対象者の精神状態等に関する情報を収集しておくことが肝要です。

以上、医療観察事件に関する書記官事務の留意点についてお話をしました。医療観察事件は、法33条1項に基づく検察官の申立て（年間400人程度と見込まれています。）のほか、入院継続の確認の申立て、退院許可の申立てなど相当数の申立てがなされることが予想されます。書記官の皆さんには、裁判体の審理方針を十分理解した上、制度の円滑な運用の実現に努めていただきたいと思います。

※1 アの※1と同じ。

服部企画調査部長

刑事訴訟法の改正で新しく設けられた公判前整理手続等が書記官事務に及ぼす影響等について、裁判員制度の導入とも絡めてお聞かせください。

林第三課長

(イ) 刑事訴訟法の改正で新しく設けられた公判前整理手続等が書記官事務に及ぼす影響等について

平成16年5月に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、このうち、刑事裁判の充実・迅速化のための方策の導入に関する改正規定は、公布の日から1年6月を超えない範囲内、すなわち本年11月までに施行（※1）されることとなっています。

なお、これに伴って刑事訴訟規則の改正作業も進められており、本年6月中にも改正規則が制定される見込み（※2）です。

この刑事訴訟法改正において創設された公判前整理手続は、受訴裁判所の主宰の下、当事者双方が、公判においてする予定の主張を明らかにし、その証明に用いる証拠の取調べを請求することなどを通じて、事件の争点を明らかにし、公判で取り調べるべき証拠を決定した上、その取調べの順序・方法を定め、公判期日を指定するなどして、明確な審理計画を策定するものです。

公判前整理手続は、平成21年までに施行が予定されている裁判員裁判では必要的とされています（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律49条）。これは、国民が裁判員として参加しやすくなるよう、裁判にかかる期間を必要最小限のものとしてこれをあらかじめ明らかにしておいたり、裁判員

が、判断すべき事項は何かを把握できるよう、争点整理・証拠整理を十分行って、明確な審理計画を策定することが要請されるためと言えます。したがって、このような位置付けからしても、公判前整理手続の運用を検討していく上では、常に裁判員裁判を念頭においておくことが肝要となります。

公判前整理手続における具体的な書記官事務としては次のようなものが挙げられます。

まず、事件を公判前整理手続に付すには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞くこととされています（法316条の2第1項）、これと併せて、書記官としては、事件を公判前整理手続に付す必要があるかどうかについて、訴訟関係人から情報を収集することが必要になります。また、公判前整理手続は、訴訟関係人を出頭させ、陳述させて行うだけではなく、訴訟関係人に書面を提出させる方法により行うこともできますから（法316条の2第2項）、どのような方法によることが相当かについても情報を収集することが必要になります。これらの情報収集は、これまで書記官が行ってきた事前準備事務と実質的には同様と思われますので、これまでの積み重ねを活かすことができると思っています。

公判前整理手続においては、検察官が証明予定事実記載書面を提出し、証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べ請求をすると、被告人又は弁護人も証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにし、それらを証明するために用いる証拠の取調べ請求をすることになります。

これらの各行為については、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、期限を定めることができますとされています。書記官が、期限の管理を通じて、訴訟関係人の準備状況に留意しつつ、その促進を図る役割を果たせば、早期に、かつ、充実した公判前整理手続の実現に寄与することになると思っています。

また、公判前整理手続期日を実施する場合には、裁判所書記官がこれに立会い、調書を作成することとなっていますし（法316条の12）、公判期日における公判前整理手続の結果顕出の手続（法316条の31第1項）の具体的方法としては、公判前整理手続調書の朗読又は要旨の告知によることとし、また、これを裁判所書記官に命じて行わせることができる、とする規則案が検討されているようです。

公判前整理手続における書記官の役割は以上に限られるわけではありません。公判前整理手続は、第一回公判期日前の公判準備に関する現行制度（規則上の事前準備）を補充・強化し、第一回公判期日前に受訴裁判所主宰の下で事件の争点及び証拠を整理することができるようするために制度化されたものですが、現行制度と基本的に相容れない関係に立つものではないからです。書記官には、これまで行ってきた事前準備事務の知識・経験を活かし、新しい手続にも主体的・積極的に関与することが期待されていると言えます。

※1 アの※2と同じ。

※2 改正刑事訴訟規則は、6月1日制定。

（3）家事関係

服部企画調査部長

全国的に増加傾向にあると言われる成年後見事件の運用状況等についてお聞かせください。

林第三課長

ア 成年後見制度の現状等

平成16年は、後見等開始事件等の増加率は前年比3パーセントでしたが、後見等監督処分事件の増加率は前年比39パーセントでした。今後も増加することが予想される後見監督事件の処理においては、後見監督の本来的な性質が成年後見人の財産管理面での権限の乱用や逸脱をチェックするためのものであることからすれば、法律職である書記官がこれまで蓄積してきた財産管理についての知識やノウハウを活用して、成年後見監督事件処理の中心的な担い手となることが期待されています。例えば、第一次的には書記官が書面照会等による財産管理面を中心とした審査を行い、その過程で疑問が生じた場合に初めて家裁調査官による面接調査や裁判官による審問を行うなど、各職種の特長を活かした具体的な監督事務の工夫が考えられます。

ところで、成年後見事件については、各府において、平成15年12月に配布された「成年後見事件における書記官事務の運用」や各種協議会等での運用改善に向けての議論の積み重ねを踏まえ、事件処理の適正かつ効率的な在り方について、工夫、検討されていることと思われます。また、平成17年3月30日に、「成年後見事件処理における取組例の紹介」が家庭局から送付されま

した。これは成年後見事件を集中的に処理している東京家裁、大阪家裁、名古屋家裁、福岡家裁、札幌家裁における事件処理の工夫例を紹介したものです。各庁においては、ここで照会された取組例を参考に、各庁の実情に応じて更なる工夫、検討をしていただきたいと思います。

服部企画調査部長

人訴移管による書記官事務への影響等について、家事調停との連携等を中心にお聞かせください。また、家裁への人的手当てについてもお聞かせください。

後藤第二課長

イ 法改正後の書記官事務の状況等

昨年4月1日に人事訴訟法及び人事訴訟規則が施行され、人事訴訟の第一審の管轄が地裁から家裁に移管されました。人訴移管後1年間（平成16年4月から平成17年3月まで）における人事訴訟事件増加率は前年比約3パーセントでした。家裁調査官による事実の調査の活用状況や平均審理期間の動向等、人訴移管後の状況を注視していく必要があると思います。

人訴の家裁移管の意義に照らすと、訴訟に先行する調停の機能を充実させ、調停と訴訟との効果的な連携を図ることが大切であることはいうまでもありません。家事調停が前置されるのは、この種の紛争の特質に照らして、出来るだけ話しによる解決を図ることが望ましいことにあります。人訴の家裁移管により、家事調停手続が人事訴訟に至るまでの単なる通過点や準備手続と位置付けられることのないよう、家事調停をなお一層充実させることが求められています。調停において、争点を明確にして

十分な話し合いが行われた場合には、調停により望ましい解決が図られる可能性が高くなるとともに、仮に調停が不成立になり人事訴訟が提起された場合でも、短時間で的確に争点及び証拠の整理を行うことが可能となり、適正迅速な審理につながることが期待されます。逆に、調停で十分に話し合いが行われていない場合には、訴訟段階になって調整にわたる事項や感情的な対立部分など、本来調停で話し合っておくべき事項まで争点とされかねず、訴訟としての争点整理に時間を要し審理の解決を遅らせてしまいかねません。

調停を充実させるためには、期日における話し合い結果や次回までの準備事項を確認する作業（不成立による調停でも合意できなかった点及びその理由、資料を確認すること）が重要となり、調停委員会における評議を十分行い、解決への方向性を示すことが重要となります。

書記官においては、調停進行状況を把握するだけでなく、調停委員会と連携を図り、進行方針について意見を出したり、当事者に対して次回までの準備事項を催促・確認したりすることが期待されます。

しかし、人訴が家裁に移管されても、前置される家事調停手続と人訴手続は連続するものではなく、家事調停における主張整理の結果や資料が当然に人訴手続に引き継がれるものではありません。運用上、両手続が同じ家裁で審理されることのメリットを可能な限り確保することは重要ですが、人訴との連携を意識し過ぎて当事者の発言を逐一記録化したりするなど、調停をあたかも人訴のための準備手続であるかのよう

に運営したり、何らの手続も経ずに当然のように調停事件記録を人訴記録に曳舟することは適当ではないことに留意する必要があります。

書記官としては、家事調停委員に人訴移管後の家事調停の意義や人訴手続について正しく理解してもらうように注意しておく必要があると考えられます。

家裁においては、少年事件は長期的に減少傾向が続いているものの、家事事件は増加を続け、平成16年には新受事件数が約70万件となっており、家裁全体の事件としても増加傾向にあります。

こうした状況に適切に対処するため、各家裁において、成年後見関係事件についても、書記官と家裁調査官の事務分担、連携の在り方の見直し、監督事務の省力化、効率化のための事務改善等により効率的処理を図っているところです。

さらに、こうした事務処理態勢の整備等に加え、移管された人事訴訟事件や増加する家庭事件に適切に対処していくため、本年4月にも繁忙な序の家事部門を中心に書記官、家裁調査官の増員を行ったところです。

以上のように、事務処理態勢の整備・充実及び事務処理方法の改善とともに、人的手当てによる執務態勢の更なる充実強化を図ることにより、増加する新受事件や今なお滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところですが、今後の事件動向や事件処理状況等についても十分な注意を払い、更に事件数が急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

(4) 少年関係

服部企画調査部長

改正少年法施行後の書記官事務の状況等についてお聞かせください。

林第三課長

法改正後の書記官事務の状況

改正少年法が平成13年4月に施行されてから4年余りが経過しました。先般の少年法の改正は、大きく分けると、少年事件の処分等の在り方の見直し、事実認定手続の一層の適正化、被害者への配慮の充実の3本の柱からなっています。

この改正により裁判合議制度や審判への検察官・国選付添人の関与、観護措置期間の延長等の手続が新たに導入され、以前に比べ手続が複雑化しました。特に事実認定をより適正化するという観点からは書記官の審理充実事務の重要性が一層高まっています。このような状況の下では、裁判官及び家裁調査官とチームとして緊密な連携と協働を図りながら、事件処理に関する認識を共通化させ、事件処理を進める上で発生する様々な事象に的確に対応していくことがより大切になってきています。書記官としては、このような観点から、法律専門職としての立場で、法的調査事務や進行管理事務を実効性あるものとして行うことはもちろん、被害者等からの各種申出や照会に適切に対応するなど、改正法の趣旨を踏まえた適正な事件処理が期待されているところです。

最近でも、いわゆる触法少年やぐ犯少年に係る調査手続等を内容とする少年法等の改正法案の国会への提出、簡易送致の改善、

犯罪被害者等基本法の成立などの様々な制度改正の動きが続いている。これらの制度改正は書記官事務にも影響しうるところですので、各職場においては、ミーティングなどの機会を設け、裁判官や家裁調査官とだけでなく、他の書記官と制度改正の動向について積極的に話し合うことでこれらの制度改正に関心を持ち、理解を深めていただき、書記官としてもこれらの変化に的確に対応していただきたいと考えています。

なお、このように様々な制度改正の動きがある時期こそ、足下を固め、現在の制度の枠組みの中で、調書作成を始めとした公証事務や進行管理事務を的確に行うなど、基本を踏まえた堅実な書記官事務を確実に行なうことが肝要ですので付言しておきます。

(5) 書記官事務全般

服部企画調査部長

司法制度改革が進み、新たな法制度が設けられたり、法改正が頻繁に行なわれている状況の中、書記官として時代の要請に即応していくために留意すべき事項等についてお聞かせください。

中村第一課長

今回の司法制度改革は、21世紀の我が国社会において国民の期待に応える司法制度を構築するため、新たな制度の創設など、各種基盤整備を進めることを目的としているものであり、書記官事務の在り方も、このような視点から考えていくべき問題であるということは、昨年の座談会でも申し上げたとおりです。

書記官は、現在でも当事者との連絡調整、期日間準備などを通じて審理の迅速化に寄与するとともに、専門知識と経験により、要領を得た窓口対応、適切な手続教示などを通じて、当事者を始めとする国民にとって利用しやすく、分かりやすい裁判の実現に寄与するという役割を担っているわけですが、今後、このようないわば一種のコーディネーターとしての役割を果たしていくことが、一層強く求められると言えるのではないかでしょうか。

こういった時代の要請に即応した役割を担うに当たり、書記官は、自分の担当している職務に関連した法律に変更がないかどうかについて、常にアンテナを張っておくことが重要ですが、主要な立法や法改正については裁判所時報に法律案の段階で掲載されるとともに、施行段階では回覧等で周知されていますので、そのような情報を有効に活用していただきたいと思います。また、新たな立法や法改正がされるからにはその理由もあるわけですから、その趣旨も押さえていただきたいと思います。なお、この4月期には、規則・通達の改正について総務局等から下級裁に改正の趣旨の概要や新旧対照表等、執務の参考となる資料が送付されていますので、是非目を通していただきたいと思います。そして、部や係でのミーティングなどの機会には、こうした資料を題材にして、裁判官や他の書記官などと議論することで理解を深めるとともに、家裁調査官、速記官、事務官等の他職種との連携も円滑に図りながら、常に情報を共有、更新していくことが効果的であると思います。

他方で、このように制度が激しく変わる時期には、基本を踏まえた堅実な書記官事務を行い、足下をしっかりと固めることができ肝要であると思います。これまで、書記官は、調書作成を始めとした公証事務、期日呼出状、判決正本、調停調書正本等の送達事務、訴訟記録の保管事務のような基本的な書記官事務を的確かつ着実に行うことで、当事者等から高い信頼を得てきました。しかし、最近の状況を見ると、基本的な事務処理を堅実に行うことへの信頼がゆらぎかねない例も散見されます。

現在、書記官に対する期待がこれまでにないほど高まっていることを自覚し、書記官事務の原点に立ち戻っていただきたいと思っています。そして、当事者を始めとする国民の裁判所及び裁判所職員を見る目が今まで以上に厳しいものとなっていることを十分意識し、多くの国民から信頼される書記官を目指していただきたいと思います。

3 書記官の給与上の諸問題について

(1) 書記官全体の処遇について

服部企画調査部長

司法制度改革の担い手として書記官が期待される役割も踏まえて、書記官全体の処遇や書記官権限の拡大が処遇に及ぼす影響等についてお話しください。

垣内給与課長

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張して

その改善に努めてきたところですが、裁判の充実・迅速化の実現に向けて一連の司法制度改革が進められ、その実現のための各種改正法等において、権限が拡大され、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善を進める必要があると考えています。

(2) 級別定数の改定状況について

服部企画調査部長

平成17年度の級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

垣内給与課長

平成17年度予算における級別定数の改定要求について、財政当局は、昨年同様に、深刻な財政事情と総人件費抑制の立場から、級別定数改定もゼロ査定を基本に必要最小限の改定に止めると、これまでになく強い姿勢で主張し、加えて、行政府省の級別定数の切上げを厳しく抑制した平成16年度予算においても、裁判所については、異例とも言える定数切上げを認めてきた経緯から、行政府省並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると強い調子で迫られたところです。

このような情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、一定程度成果を上げることができたと考えています。特に、12年連続での主任書記官の増設や、高裁訟廷管理官の9級格付けが認め

他方で、このように制度が激しく変わる時期には、基本を踏まえた堅実な書記官事務を行い、足下をしっかりと固めることができ肝要であると思います。これまで、書記官は、調書作成を始めとした公証事務、期日呼出状、判決正本、調停調書正本等の送達事務、訴訟記録の保管事務のような基本的な書記官事務を的確かつ着実に行うことで、当事者等から高い信頼を得てきました。しかし、最近の状況を見ると、基本的な事務処理を堅実に行うことへの信頼がゆらぎかねない例も散見されます。

現在、書記官に対する期待がこれまでにないほど高まっていることを自覚し、書記官事務の原点に立ち戻っていただきたいと思っています。そして、当事者を始めとする国民の裁判所及び裁判所職員を見る目が今まで以上に厳しいものとなっていることを十分意識し、多くの国民から信頼される書記官を目指していただきたいと思います。

3 書記官の給与上の諸問題について

(1) 書記官全体の処遇について

服部企画調査部長

司法制度改革の担い手として書記官が期待される役割も踏まえて、書記官全体の処遇や書記官権限の拡大が処遇に及ぼす影響等についてお話しください。

垣内給与課長

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張して



垣内給与課長

られたことは意義のあることと考えています。

ア 9級関係

地裁次席書記官4（前年度6）、高裁訟廷管理官2（前年度0）の切上げを実現することができました。

厳しい折衝の結果、地裁次席書記官については、前年度には及ばないながらも一定数の切上げを実現することができた上、高裁訟廷管理官について9級切上げが認められ、書記職全体の官職評価の引上げという面からも一定程度の成果を上げることができたと考えています。

以上の結果、下級裁次席書記官については、増設が認められた3ポストを合わせた130ポスト中114が9級以上に格付けされることになりました。

なお、このほかに総括主任家裁調査官についても1の切上げが認められました。

イ 8級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針に加え、従前から8級以下の各級の定数回収について極めて厳しい姿勢を示していました。しかし、書記官については、平成9年度以降の大幅な定員振替及び増員により級別定数の構成比率が変動し、5級及び4級の級別定数が不足することが予想

される状況にあったことから、裁判所の基幹官職である書記官の処遇が後退することを避けるため、重点的に定数の切上げを要求し、ねばり強く折衝を行った結果、現在の処遇水準を維持するために必要な5級及び4級各350という切上げ数が認められました。これは、厳しい財政事情の下では極めて異例ともいえるものであり、司法制度改革の実効的な推進に向け、書記官の果たすべき役割の重要性が評価されたものと考えています。

その他の官職・級について言いますと、8級について2（前年度2）、7級について23（前年度26）、6級について11（前年度14）の切上げを実現しました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するため、その折衝は極めて難航しましたが、裁判部門の充実強化を前面に押し出して、粘り強く折衝に当たった結果、福岡高裁に次席書記官（9級格付け）、東京地裁及び東京家裁に次席書記官各1（いずれも8級格付け）を増設することが認められました。

また、主任書記官増設数については、本年度は前年度を大きく上回る83という大きな成果を上げることができました。

エ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に伴う級のセットについては、前年度と同様、対当級での振替が認められました。

4 書記官の任用上の諸問題について

(1) 新しい書記官任用試験及び主任書記官選考について

服部企画調査部長

CP試験の廃止及びこれに伴う新制度の目的及び概要等、並びに主任書記官選考の実施状況等について御説明ください。

坂井参事官

司法制度改革が実施に移されていく中で、書記官事務はますます高度化し、制度改正や法改正もめまぐるしく行われております、国民の期待に応えられる書記官の育成がますます求められるところです。

このような状況の中で、現行のCP試験を平成16年度限りで廃止するとともに、現行の書記官基礎研修についても平成17年度で廃止したうえで、新たな書記官任用方法である裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）を導入することとなったことは、すでに職員回覧等を通じてお知らせしたところです。

これまで8月期の簡裁判事任命をはじめとして、年度途中に相当数の書記官の欠員が生じることにより、裁判部の戦力ダウンが生じているところですが、CA試験による書記官任用時期を10月としたことから、今後は、書記官の年間を通じた充員を可能な限り高めることができると考えています。

なお、CA試験の概要は別紙「新制度の概要」のとおりですが、CA試験における裁判所職員総合研修所における実務試験（前期研修及び後期研修）の期間は、現行



坂井参事官

の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途は確保されているものと考えています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、今後ますます重要性が高まっていく主任書記官という職務について、意欲と能力のある職員を適材適所の観点から透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用にとっても望ましい手段の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

服部企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設についてお聞かせください。

坂井参事官

「書記官の給与上の諸問題について」のところで説明があったとおり、主任書記官ポストの増設についての財政当局との折衝は極めて難航しましたが、平成17年度予算では、前年度実績を大幅に上回る主任書記官の増設を実現することができました。

主任書記官ポストの増設については、適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を發揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、今後も引き続き増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成10年度予算ではじめて9級切上げが認められました。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、札幌地裁に総括主任書記官ポストの設置を行ってきたところです。

主任書記官9級切上げは、先ほど「給与上の諸問題等について」のところでも説明があったとおり、高裁訟廷管理官について2実現することができたところですが、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、9級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

(3) 再任用の実施状況等について

服部企画調査部長

再任用の実施状況についてお話し下さい。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

坂井参事官

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び（級別）定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官（有資格者）の再任用者数を見てみると、平成16年度末に定年退職した書記官（有資格者）のうち、本年4月に再任用された者は23人（約33%）であり、昨年度の再任用者数（25人）とほぼ同水準です。また、昨年度に書記官として再任用された者（22人）のうち、19人（約86%）の任期が更新されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと

考えています。

なお、書記官の皆さん定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を活かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成17年4月1日現在、11か所22人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (ア) 衆議院（法務調査室）1
- (イ) 参議院（法務調査室）1
- (ウ) 裁判官訴追委員会1
- (エ) 弹劾裁判所2
- (オ) 公害等調整委員会1
- (カ) 公正取引委員会2
- (キ) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島）6
- (ク) 人事院1
- (ケ) 金融庁2
- (コ) 預金保険機構（東京、大阪）2
- (サ) 法務省3

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元すること

により、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

服部企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

坂井参事官

平成14年4月1日から、育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられるとともに、育児休業職員の業務を処理するため、育児休業期間を任用の限度とした任期付採用制度が導入されました。この改正は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともに家庭責任を担いつつ、公務と育児が一層容易に両立できるようにするとの趣旨に基づくものです。

上記の趣旨から、産前・産後休暇における代替要員の確保についても、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は、平成13年度が91人（うち男性職員5人、以下（）内は男性職員数で内数）、平成14年度が114人（7人）、平成15年度が99人（5人）、昨年度が97人（7人）、そのうち任期付採用又は臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は、

平成13年度が85人（93.4%）、平成14年度が98人（86.0%）、平成15年度が84人（84.8%）、昨年度が80人（82.5%）となっており、育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は、育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっています。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する代替要員の確保の困難さから、産前・産後の特別休暇中は、事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことが多いかと思われます（昨年度任期付採用等を行った者80人のうち、書記官を任用したのは17人（21.3%）となっています。）。

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高等裁判所や最高裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

また、産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用者の給与格付けについても、育児休業に伴う任期付採用等と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を探っており、希望任地等で折り合えば再任用希望者が産前・産後休暇及び育

児休業期間中の代替要員として活躍してもらえる環境作りも行っています。

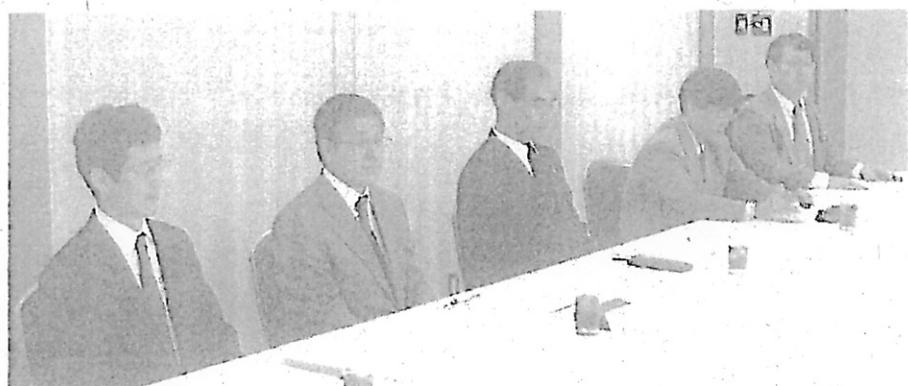
しかしながら、少量退職期で任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が増加することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、昨年度と同様、平成17年度においても、書記官に限ってではありませんが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

また、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、この法律に基づく特定事業主行動計画として、平成17年1月には、裁判所の全職員を対象として「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」を策定したところです。この中では、任期付採用等による代替要員の確保についても触れており、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休

座談会風景



最高裁側



日本書協側

業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

服部企画調査部長

以上でテーマについてすべて終了いたしました。進行役を降ろさせていただきます。

鈴木事務局長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会にあたり、小寺会長からごあいさつを申し上げます。

小寺会長

長時間にわたり、貴重で中身の濃い数々のお話を伺わせていただきまして、ありがとうございました。

本日お伺いしたお話は、この7月に発行を予定しております「会報書記官」第4号に早速登載し、全国の会員に情報として発信させていただきますが、司法制度改革が

運用段階にある状況の中で、今後の裁判事務を現場で支える基幹官職である裁判所書記官にとりまして、その役割と職責を果たし、裁判所書記官としての真価を發揮していく上で、大変有益で参考になるものと思います。また、日本裁判所書記官協議会におきましても、今後の活動をますます活性化し、その運営をより一層充実させていく上で大いに活かしてまいりたいと考えております。

最高裁事務総局総務局及び同人事局におかれましては、今後とも、本日の座談会のように、折りに触れ御指導をいただく機会を設けていただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(別紙)

新制度の概要

1 名称等

新制度の名称を裁判所書記官任用試験（略称をCA）とする。

2 受験資格

試験を実施する年の3月31日現在において、裁判所事務官、裁判所速記官、裁判所技官、家庭裁判所調査官又は家庭裁判所調査官補の職にあり、その在職年数が、通算して次の(1)又は(2)の期間に達する者（在職年数については、裁判所速記官補の年数も含む。）。ただし、裁判所職員総合研修所書記官養成課程第一部（CE-I）の受験資格を有する者にあっては、それぞれ1年短縮する。

(1) 裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験合格者にあっては、5年

(2) (1)以外の者にあっては、9年

3 受験資格に関する経過措置

平成16年度に実施したCP試験の受験資格を有していた者及び平成17年度のCP試験の受験資格を取得する予定であった者については、受験資格に定める在職年数が不足する場合でも、平成18年1月に実施するCAの第1回目試験に限り、受験を可能とする経過措置を設ける。

4 試験内容及び実施時期

(1) 筆記試験は、次の科目について行う。

- ① 憲法
- ② 民法
- ③ 刑法
- ④ 次の科目のうち、受験者のあらかじめ選択する1科目
 - ・民事訴訟法及び民事訴訟規則
 - ・刑事訴訟法及び刑事訴訟規則

(2) 口述試験は、人物考査及び実務考査を主たる目的として行う。

(3) 実務試験は、口述試験合格者に対して、裁判所職員総合研修所での中央研修及び各庁での実務研修を行い、その結果により最終合格者を決定する。

